

JPRS-ADV-2004001
2004 年 4 月 28 日

JP ドメイン名諮問委員会
委員長 後藤 滋樹 殿

株式会社日本レジストリサービス
代表取締役社長 東田 幸樹

諮問書

JP ドメイン名の登録管理業務において、新規登録、登録更新、廃止の 3 つの手続が、JP ドメイン名の登録状態を管理するための最も基本的な手続となっています。

指定事業者が JRPS に対してこれらの手続を行うことによって JP ドメイン名の登録有効期限が設定されます。これらの手続は厳密に運用されなければならない一方で、手続の誤りなどが多い部分でもあり、柔軟な対応を求められています。

これらの手続に対する柔軟性の導入に関する方針について諮問致します。

諮問理由

JP ドメイン名の登録は先願主義を採用しており、登録されていない JP ドメイン名は、最も早く新規登録手続を行った申請者が登録することができます。したがって、JP ドメイン名がいつ登録されたのか、いつ廃止となり、いつから他の申請者による新規登録を受け付けることができる状態となるのか、という点については明確な規定が必要であり、登録規則において明記しています。

しかし、新規登録時のドメイン名の綴りの誤りや、登録更新や廃止などの手続における登録者との意思確認誤りなども多く、厳格な運用の反面、トラブルとなってしまうこともあります。

JP ドメイン名が廃止されるとインターネット利用に大きな影響が出るだけでなく、他者による登録が行われることで回復不能な状況をも招きます。また、JP ドメイン名の新規登録や登録更新は料金の支払を伴うこともあり、これらの手続上の誤りに対応できる制度が求められています。

つきましては、JP ドメイン名の登録に関わる基本的な手続への柔軟性の導入に関する方針についてご答申頂きたく、お願い申し上げます。

以上